令 和 ８ 年 11 月 ９ 日
総務委員会行政報告資料

武蔵野市長期計画条例改正素案

この素案は、条例で規定する内容（案）をお示しするものであり、条例の文案は、パブリックコメント手続及び意見交換会での意見も踏まえて今後検討します。

文書による意見を提出される方は、12 月 16 日（水） までに
氏名、住所、電話番号を明記のうえ、意見提出フォーム、郵送 、
ファクス又はＥメールにて下記へ提出してください。

（提出先）
武蔵野市総合政策部企画調整課
〒180-8777　武蔵野市緑町２－２－28
E-mail：sec-kikaku@city.musashino.lg.jp
ＦＡＸ：0422-51-5638

令和８年 11 月

武　蔵　野　市

目次

Ⅰ　はじめに

1　条例制定の経緯・・・

Ⅰ　はじめに

1　条例制定の経緯

地方公共団体における基本構想（市町村又はその地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの）については、昭和 44（1969）年に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に策定及び議決を必要とする規定が設けられました。この規定が設けられた趣旨は、急激な地域経済社会の変動の中で、住民の負託に応えた自治体経営を適切に行っていくためには、将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要と考えられていたためです。その後、地方分権改革が進む中で、国が定める一律の方法ではなく、計画づくりを地方自治体自らの主体的な判断に委ねる（自主性の尊重と手続の自由化）趣旨から、平成 23（2011）年の第２次地方分権一括法の施行により、基本構想の策定及び議会の議決の規定が地方自治法から削除されました。

一方、本市では、昭和 46（1971）年から続く基本構想・長期計画の策定において、市民参加、議員参加、職員参加のいわゆる「武蔵野市方式」を採用し、また、基本構想・総合計画・実行計画を一体的に策定してきたところです。

これらの経過を踏まえ、武蔵野市方式による独自の計画行政のあり方、これまでの基本構想部分である市政運営の基本理念と施策の大綱部分を引き続き議会の議決に付すこと、その他長期計画に関する事項を定めた「武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号。）」及び「武蔵野市長期計画条例施行規則（平成 23 年 12 月武蔵野市規則第 68 号。以下「規則」という。）」を平成 23（2011）年に制定しました。

その後、令和２（2020）年の武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）の制定に伴い一部改正を行い、現在に至ります。

2　条例改正の目的

本条例は、本市がこれまで培ってきた市民自治の基礎となる重要な条例であり、条例制定後の長期計画及び調整計画の策定において、適正に運用されてきました。一方で、本条例及び規則の制定から15年が経過しており、現行の規定について、市議会において条文解釈等に関する課題も一部指摘されている状況です。

また、令和５（2023）年12月の市長選挙を受けて第六期長期計画・第二次調整計画を策定したことに伴い、第七期長期計画の開始時期を令和10（2028）年度から令和12（2030）年度に変更することとなりました。

これらの状況を踏まえ、第七期長期計画の策定に先立ち、長期計画に係る議決事項の範囲、長期計画と調整計画の関係、用語の定義等を整理するとともに、計画策定に係る手続等を明確にするため、条例を改正するものです。

3　現行の武蔵野市長期計画条例に係る主な課題と対応（案）

現行条例における主な課題と対応（案）については、次のとおりです。

（注）　改正は、今回の見直しで条例改正を行うものです。
運用は、次期計画の策定時に、計画の構成等の見直しで反映させるものです。
項目は、「Ⅱ　武蔵野市長期計画条例改正素案　本文」の項目を指します。

【課題１】何が市議会の議決事項か分かりにくい。　運用　≪項目５参照≫

対応（案）：市議会の議決を経るべき部分とそれ以外の部分を、章を分けて規定する。
効果　　：長期計画を読むとき、どの部分が市議会で議決されたものかが一目で分かります。

【課題２】議決事項に将来人口推計や財政計画の概要が含まれているため、調整計画策定時に再度人口推計を行うことにより、議決内容が変わってしまうように見える。　運用

対応（案）：議決事項を、市政運営の基本理念と基本施策に限定する。
効果　　：社会の変化に応じて見通しを見直しても、市議会が議決したまちづくりの方向性は変わりません。

【課題３】調整計画で施策を見直すと、議決済みの「施策の大綱」も変わってしまうように見える。　改正・運用　≪項目２，５参照≫

対応（案）：「施策の大綱」を「基本施策」に改め、長期計画の策定時に定め、調整計画では変わらないものとする。
効果　　：市議会が議決した基本方針が10年間安定し、その枠内での見直しが調整計画であることが分かります。

【課題４】市長選挙のあとに調整計画を策定しない選択肢があるのか不明確　改正
≪項目９，10参照≫

対応（案）：長期計画開始から４年以内に策定する調整計画は「策定する」、市長選挙後等に例外的に策定するものは「策定することができる」と書き分ける。
効果　　：市長選挙の結果や社会情勢に応じて計画を見直すかどうかを判断できる一方、４年以内の見直しは必ず行われます。

【課題５】次期計画の策定時期が規則にしか定められておらず、調整計画の策定時期によって予定がずれる。　改正・運用　≪項目７参照≫

対応（案）：原則として現行計画の終了２年度前を次期計画の始期とし、やむを得ない事情がある場合は変更も可能とすることを条例に定める。
効果　　：計画が更新される時期の原則が条例で明らかになり、市の中長期的な方針の見通しを持てます。

【課題６】市が新たに実施する施策・事業の根拠が明確でない。　改正　≪項目８参照≫

対応（案）：新たに実施する施策・事業は、実行計画、調整計画又は展望計画で定める施策に根拠を要することを明文化する。

効果　　：市の取組が長期計画に基づくものかどうかを確認しやすくなります。

【課題７】条例と規則に用語の定義が分散している。　改正　≪項目２参照≫

対応（案）：用語の定義を全て条例に一本化し、「市政運営の基本理念」「基本施策」「実行計画」「展望計画」「調整計画」を定義する。

効果　　：全ての用語の意味が条例に書いてあるので分かりやすくなります。

【課題８】調整計画と展望計画の関係が不明確　改正・運用　≪項目12参照≫

対応（案）：調整計画を策定するときは、展望計画の内容も踏まえることを定める。

効果　　：将来に向けて構想していた取組が、実行に移される道筋が見えるようになります。

４　改正の方向性

現行条例を全部改正のうえ、規則は廃止し、策定委員会の組織及び運用を定める「武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）」を新たに制定します。

条例制定時からの議論を踏まえ、現行条例及び規則をベースとして改正し、策定委員会の組織及び運営に係る事項以外は現行の規定を全て条例事項として整理します。

≪参考　過去の計画策定の状況≫

年度	内容 （計画の括弧は計画期間）	主な特徴	市長 （在任期間）
S44	**地方自治法改正により基本構想策定及び議決規定の追加**		後藤喜八郎 S38～54
S46	長期計画（S46～55）	計画期間10年（前期・後期各５年） ・３年でローリング（２回）	
S48	長期計画・第一次調整計画 （S49～53）		
S51	長期計画・第二次調整計画 （S52～56）		
S55	第二期基本構想・長期計画 （S56～67）	計画期間12年（前期・後期各６年） ・４年でローリング（２回）	藤元政信 S54～58
S59	第二期長期計画第一次調整計画 （S60～65）		土屋正忠 S58～H17
S63	第二期長期計画第二次調整計画 （H元～６）		
H４	第三期基本構想・長期計画 （H５～16）	計画期間12年（前期・後期各６年） ・４年でローリング（２回）	
H８	第三期長期計画第一次調整計画 （H９～14）		
H12	第三期長期計画第二次調整計画 （H13～18）		
H16	第四期基本構想・長期計画 （H17～26）	計画期間10年（前期・後期各５年） ・４年でローリング（１回）	
H19	第四期長期計画調整計画 （H20～24）	市長交代に伴い策定 ・計画策定を１年前倒し	邑上守正 H17～29
H23	**・地方自治法改正により基本構想策定及び議決規定の削除** **・武蔵野市長期計画条例及び武蔵野市長期計画条例施行規則の制定** ・第五期長期計画（H24～33）	計画期間10年（前期・後期各５年） ・４年でローリング（１回）	
H27	第五期長期計画・調整計画 （H28～32）		
R元	第六期長期計画（R２～11）	計画期間10年（前期・後期各５年） ・４年でローリング（１回）	松下玲子 H29～R５
R２	**自治基本条例制定**	併せて長期計画条例の一部改正	
R５	第六期長期計画・調整計画 （R６～10）		
R６	第六期長期計画・第二次調整計画 （R７～11）	市長交代に伴い策定 ・次期計画を２年後ろ送りに	小美濃安弘 R５～

Ⅱ　武蔵野市長期計画条例改正素案　本文

Ⅰ　趣旨

○この条例は、武蔵野市（以下「本市」という。）が、武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）第23条第１項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとします。

【説明】

・この条例は、武蔵野市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第23条第１項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について、必要な事項を定める趣旨で制定します。

・条例制定時は、「市が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする」という目的規定でしたが、令和２（2020）年に市政運営の基本ルールを定める自治基本条例の制定に伴い、長期計画の策定の目的等についても同条例に規定されたため、長期計画条例を一部改正し、現行の規定となりました。

【参考　対応する現行の規定】

条例第１条

この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）第23条第１項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2　定義

〇この条例において、使用する用語の定義は次のとおりとします。

・「市政運営の基本理念」とは、本市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他長期計画の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるもののことをいいます。

・「基本施策」とは、市政運営の基本理念を受けて、分野別の課題を解決するために定める基本的な方針及び方策のことをいいます。

・「実行計画」とは、市政運営の基本理念及び基本施策の実現に向けて、長期計画の計画期間に実施すべき施策及び事業を定めるもののことをいいます。

・「展望計画」とは、長期計画の計画期間における将来の動向やあるべき姿の実現に向けた道筋や方策を定めるもので、具体的な手法や、財源や人員等といった行政資源の裏付けが整った場合には、市が新たに実施する施策・事業の根拠となり得るものをいいます。

・「調整計画」とは、実行計画策定後の市政を取り巻く状況の変化等に対応するため、当該実行計画を見直して策定するもののことをいいます。

【説明】

・この項目では、この条例で共通となる用語の定義について規定します。

・この条例では、「市政運営の基本理念」、「基本施策」、「実行計画」、「展望計画」、「調整計画」について定義付けをしています。

・現行条例及び規則では、用語の定義が複数個所に分かれていたため、基本となる用語については、今回、条を新設して、一括して規定する形としています。

・「市政運営の基本理念」は、市が10年間で目指す「あるべき姿」を示すもので、市政全体を貫く基本的な考え方や方向性を示します。市議会の議決を経て決定されるため、市の最も重要な方針として位置付けられます。

・「基本施策」は、市政運営の基本理念を実現するための各分野における施策の基本的な方向性を示します。市議会の議決を経て決定されるため、市の重要な方針として位置付けられます。

・「市政運営の基本理念」及び「基本施策」は、長期計画の計画期間中は変わらず、調整計画の策定時にも変更されません。これにより、市の方針の安定性と規範性を確保します。

・「実行計画」は、基本施策に基づいて、「前期５年間で具体的に何をするのか」を示すもので、具体的な施策及び事業が記載されます。市議会の議決を受ける範囲外ですが、市の計画に基づく市政運営の根拠となります。

・「展望計画」は、長期計画の計画期間（10年間）の施策・事業について、現時点では具体的な手法や行政資源（財源、人員等）の裏付けがないため、「方向性や考え方」を示すものです。展望計画に記載された事項について、具体的な手法が確立され、又は行政資源の裏付けが整った場合には、市が新たに実施する施策・事業の根拠となります。

・「調整計画」は、実行計画の計画期間が終了する前に、新たな実行計画として策定されるものです。調整計画の策定時には、主に①実行計画策定時からの社会情勢の変化への対応、②展望計画に記載された施策・事業の実行可能性の検討、③新たな行政課題への対応、の３点を検討します。調整計画の策定により、市政運営の基本理念及び基本施策は変わりませんが、具体的な施策・事業は見直されることとなります。

【参考　対応する現行の規定】

規則第２条

条例第２条第１項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

規則第４条

条例第３条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

規則第７条

条例第５条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

３　計画策定における理念

○市長は、自治基本条例第23条第２項の規定に基づき、市民、市議会議員、職員が対等な立場で参加し、全市的な議論を通じて行うことで、同条例第３条に規定する基本原則を踏まえながら、本市が継承してきた市民自治をさらに発展させ、市民と行政の信頼関係に基づく計画的、総合的な市政運営を実現するよう長期計画を策定するものとします。

【説明】

・この項目では、市長が長期計画を策定する際に考慮すべき理念について定めています。

・市長は、自治基本条例に定める「情報共有」、「市民参加」、「協働」、「計画に基づく市政運営」といった市民自治を推進するための基本原則を踏まえ、市民と行政の信頼関係に基づく計画的、総合的な市政運営を実現するために長期計画を定めることを規定しています。

・自治基本条例では、前文や第３条、第23条で市民自治の基本原則、長期計画の策定時における市民参加、議員参加、職員参加によるいわゆる「武蔵野市方式」についての記載がありますが、本条例でも、策定時に留意することとして、新たに同様の規定を設けることとしました。

4　長期計画に定める事項

○長期計画は、市政運営の基本理念及び基本施策、当該計画期間に実施すべき施策及び事業、財政の見通しその他市長が必要と認める事項を定めるものとすることとします。

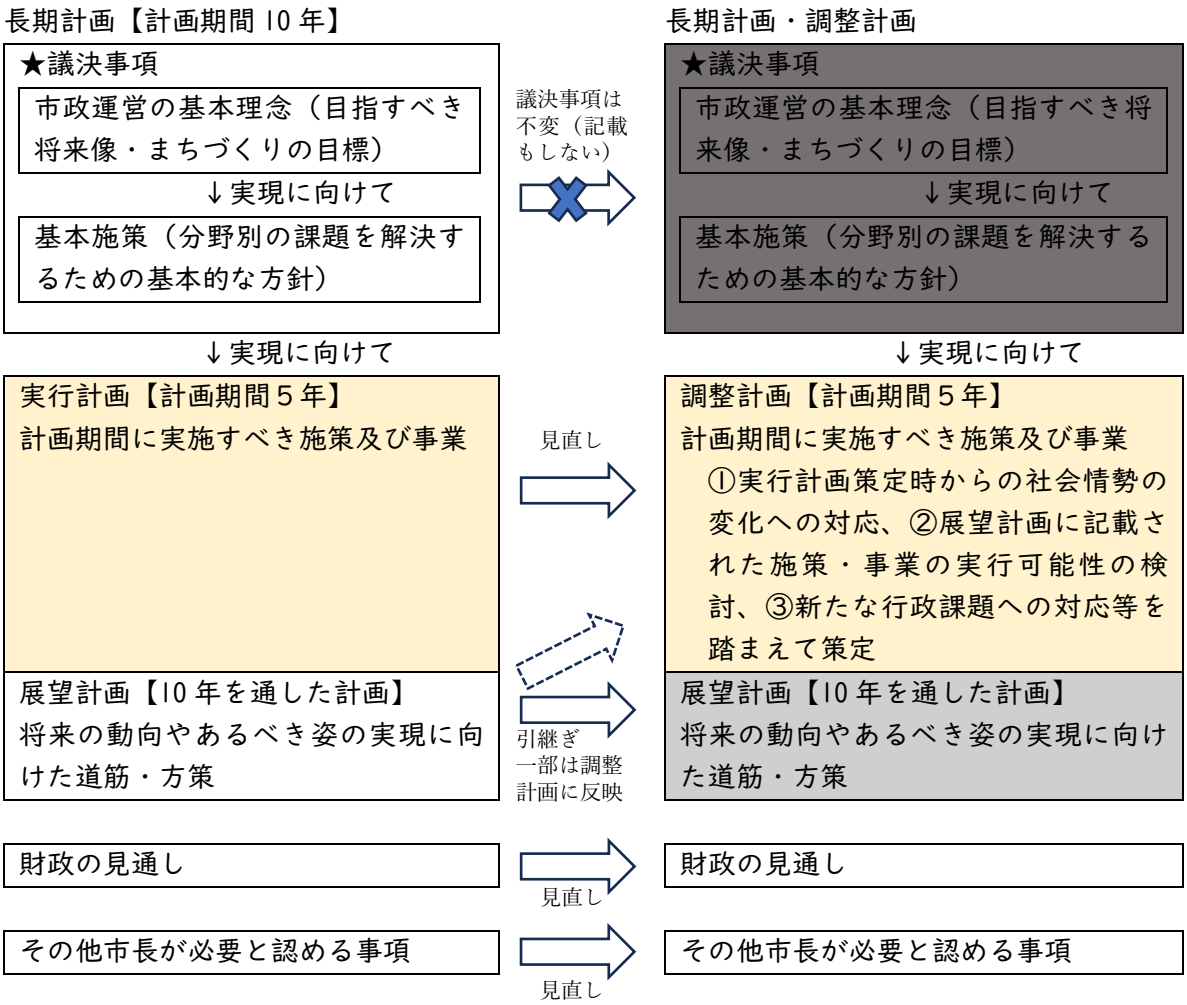
【説明】

・この項目では、長期計画において定める事項について規定しています。

・市長は、長期計画を策定する際は、「市政運営の基本理念」、「基本施策」、「長期計画の計画期間に実施すべき施策及び事業」、「財政の見通し」は必ず定めるものとし、その他必要な事項を定めるものとしています。

・現行条例第５条の議決事項における「施策の大綱」についての記載がないこと、「政策」や「財政の見通し等」という言葉が何を指しているかが分かりにくいため、「施策の大綱」を見直し定義する「基本施策」を加えるとともに、記載の表現を改めるものです。

≪長期計画（調整計画を含む。）の構成≫



【参考　対応する現行の規定】

条例第２条

　長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

5　議決事項

○市長は、長期計画の策定を行うときは、当該長期計画のうち市政運営の基本理念及び基本施策について、市議会の議決を必要とすることとします。

【説明】

・この項目では、長期計画の策定にあたって、市議会の議決を経るべき事項について規定しています。

・昭和44（1969）年に地方自治法に基本構想（市町村又はその地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの）の策定及び議決を必要とする規定が設けられました。この規定が設けられた趣旨は、急激な地域経済社会の変動の中で、住民の負託に応えた自治体経営を適切に行っていくためには、将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要と考えられていたためです。その後、地方分権改革が進む中で、国が定める一律の方法ではなく、計画づくりを地方自治体自らの主体的な判断に委ねる（自主性の尊重と手続の自由化）趣旨から、平成23（2011）年の第２次地方分権一括法の施行により、基本構想の策定及び議会の議決の規定が地方自治法から削除されました。

・一方、市では、市の最上位計画である長期計画の策定にあたり、法律で議決が不要になったからこそ、長期計画の規範性と拘束力を確保し、市政運営の基本ルールとして機能させるため、従来の基本構想部分である市政運営の基本理念及び施策の大綱については、引き続き市議会の議決を経る必要があると考え、条例に規定することとしました。その後、市政運営の基本ルールはその他の重要事項も含めて自治基本条例に定められ、長期計画条例は自治基本条例の一つの重要な柱となる条例の一つとして位置付けられています。

・なお、「施策の大綱」については、現行規則では「長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるもの」と定義されており、調整計画の策定時に実施する施策が変更されることにより、「施策の大綱」が変更されてしまうように見える懸念があることから「基本施策」と改めています。

・「市政運営の基本理念」及び「基本施策」は、原則として長期計画の計画期間内は変更されません。

・調整計画は、議決事項である「市政運営の基本理念」及び「基本施策」の枠内で実行計画を見直すものであるため、調整計画策定時に改めて議会の議決は要しないこととしています。

・また、財政の見通しは、議決事項には含まれません。推計の前提となる社会経済情勢等の変化に応じ、調整計画の策定時に施策・事業実施の裏付けとして併せて見直します。

【参考　対応する現行の規定】

条例第５条

市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

6　長期計画の計画期間等

○長期計画は、10年を１期とし、当該計画期間の前期５年の実行計画及び10年間を通じた展望計画を定めることとします。

【説明】

・この項目では、長期計画の計画期間等を定めています。

・長期計画は、中長期的なまちづくりのビジョンを設定する必要がある一方、社会情勢の変化のスピードが増していく中で、本市の抱える新たな行政課題にも適切に対応するため、10年を１期とすることが適当であることを規定しています。

・本市は、地方分権一括法以前の「基本構想」「基本計画（地域の将来の目標及びその目標に到達するための施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの）」「実施計画（基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするためのもの）」の３層の計画を、計画の実効性の担保のために１つの計画として策定してきた経緯があり、この考え方を継承しています。具体的には、10年間を見据えた市政運営の基本理念や基本施策と、その実現のための５年間のアクションプランとしての実行計画、そしていまだ具体的な手法が確立していない、あるいは財源や人的リソースなどの行政資源を確保するまでには至っていませんが、今後の実施に向けた道筋や方向性を示す展望計画についても併せて定めるものとしています。

・現行条例では、10年の計画期間の前期５年を実行計画、後期５年を展望計画と位置付けていましたが、展望計画は単に６年目以降の実施を検討する施策、事業を記載するものではなく、具体的な手法や行政資源の裏付けが整えば前期５年の期間中でも実行に移せることもあるとして、10年間を通しての計画と位置付けています。

・実行計画は、計画期間を５年としており、現行では期間の終了１年前に調整計画期間を開始させて（１年を残して見直しをして）いるため、市長任期（４年間）と整合がとれています。また、調整計画の策定時期により策定スケジュールがずれる場合でも、一定対応可能な余地を残しています。

【参考　対応する現行の規定】

条例第２条第２項

長期計画は、10年を１期として定め、当該計画期間の前期５年を実行計画とし、後期５年を展望計画とする。

7　次期長期計画の策定時期

○市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、原則として現行の長期計画の計画期間の満了の２年度前を次期計画期間の始期として、策定することとします。

【説明】

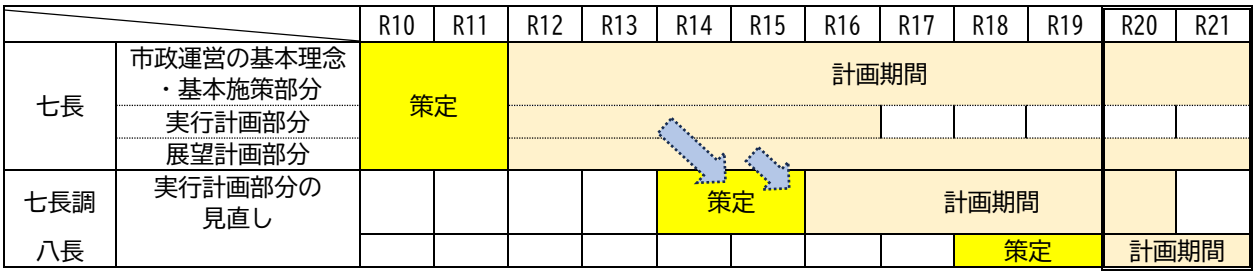
・この項目では、次期長期計画の策定時期を定めています。

・本市の長期計画の特徴として、円滑な計画の実施のため、次期計画の期間を一部重複させる「ローリング方式」を採用しています。現行条例の考え方を継承する一方、過去には市長交代に伴う調整計画の策定により、次期長期計画の策定時期を変更したことを踏まえ、「原則として」２年間を重複させることとしています。

・ローリングの周期は、１期４年の市長任期も考慮して設定しています。

・なお、第六期長期計画・第二次調整計画の策定に伴い、第七期長期計画の策定が当初の予定から２年間後ろ送りとなる予定です。また、現行条例制定前には、第四期長期計画・調整計画が市長交代により時期を早めて策定された影響を受け、第五期長期計画の策定が１年前倒しとなった例があります。

≪次期長期計画のローリング（現時点での想定）≫



【参考　対応する現行の規定】

規則第５条

市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の２年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

8　市が新たに実施しようとする施策及び事業の根拠

〇市が新たに実施しようとする施策及び事業は、全て長期計画の実行計画・調整計画・展望計画で定める施策にその根拠を有することを必要とします。

〇ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものについては、この限りではありません。

【説明】

・この項目では、市が新たに施策及び事業を実施する際には、長期計画の実行計画、調整計画及び展望計画のいずれかで定める施策に根拠を必要とすることを定めています。

・市民自治の推進を図るための基本原則である「計画に基づく市政運営」の規範性と実効性を担保するとともに、社会情勢の変化に対応できる柔軟性を確保するために規定するものです。

・実行計画に位置付けられた施策・事業は、原則として計画期間中に実施されます。

・調整計画に位置付けられた施策・事業は、実行計画の見直しにより、新たに実施されるものです。

・展望計画に位置付けられた施策・事業は、その具体的な手法や行政資源の裏付けが整った場合には、市が新たに実施する施策・事業の根拠となります。

・ただし、災害対策や緊急経済対策等速やかな対応が特に必要と認められるものについては、実行計画、調整計画及び展望計画の施策に記載がなくても例外的に実施できるものとしました。

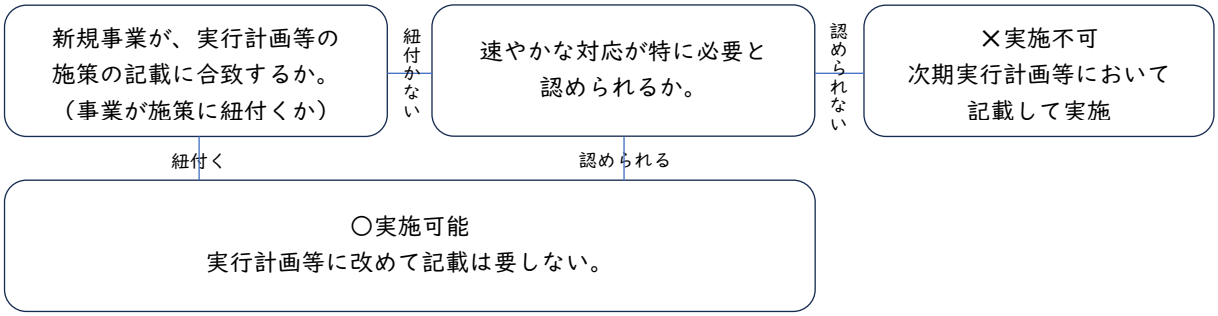
・実施すべき施策の基本的な方針を示す基本施策レベルを根拠とする場合、現行実行計画等の施策レベルで記載がない事項であっても、基本施策に根拠があるとして調整計画策定の議論を踏まえることなく実施可能となる対象が広範囲となり、規範性を損なう懸念があることから、施策を根拠としています。

・一方で、実行計画等における施策の記載が、個別の事業の羅列となってしまうと、記載された事業以外の事業は、長期計画に根拠が無く実施が一切できないものと解釈されてしまう懸念があります。

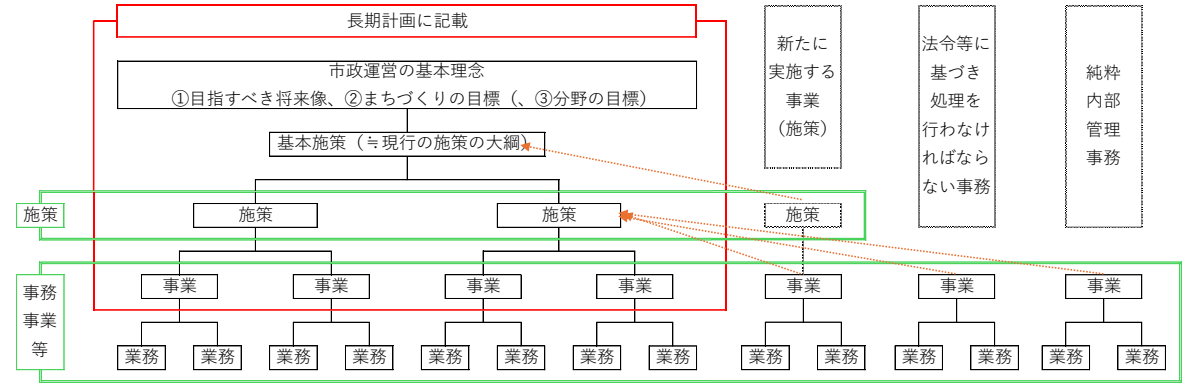
・そこで、条例では施策までを根拠と規定しておき、実際の計画の策定時において施策の記載レベルを個別の事業の羅列ではなく可能な限り抽象化することとします。なお、個々の事業については別途掲載することで整合を図りたいと考えています。

・なお、速やかな対応が特に必要と認められる場合においても、予算審議等で、市議会との議論を経て実施していくものとなります。

≪新たに施策及び事業を実施する際の検討≫



≪長期計画に記載される事項と、施策、事業等の整理≫



〇　法定等処理事務及び純粋内部管理事務は、基本的には長期計画に記載はされないが、一部施策に紐づくものがある
・　例：マイナンバーカードの交付促進、DX推進

≪各項目の記載事項の具体例（第六期長期計画の健康・福祉分野を基に作成）≫

市政運営の基本理念	
10年後の目指すべき姿	誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち
基本目標	多様性を認め合う支え合いのまちづくり
基本的な考え方	計画に基づく市政運営、情報共有、市民参加、協働の原則
重点施策	武蔵野市ならではの地域共生社会の推進
基本施策	まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
施策	「健康長寿のまち武蔵野」の推進
事業	市民がいつまでも健康で暮らし続けられるための取組み
業務	（具体的な取組み）

【参考　対応する現行の規定】

条例第２条第３項

市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

規則第３条

条例第２条第３項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

９　調整計画の策定の原則

〇市長は、長期計画の計画期間の初日から４年以内に実行計画を見直し、調整計画を策定することとします。

〇調整計画を策定する際は、これまでの財政の見通しその他市長が認める事項について見直し、併せて定めることとします。

【説明】

・この項目では、実行計画を見直して作成する調整計画の策定時期について規定しています。

・現行条例を継承して、調整計画の計画期間は５年間ですが、ローリングのスケジュールも踏まえ、遅くても４年以内に策定することとしています。

・調整計画を策定する際には、調整計画の計画期間における財政の見通しその他市長が認める事項を併せて定めることとします。

・なお、10（臨時的な調整計画の策定）により４年以内に調整計画を策定した場合は、本項目の規定による策定は要しません。

【参考　対応する現行の規定】

規則第４条第２項

市長は、長期計画の計画期間の初日から４年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

10　臨時的な調整計画の策定

〇市長は、９（調整計画の策定の原則）に記載のほか、市長選挙が行われたとき又は市政を巡る情勢に大きな変化があったと認められるときは、新たな調整計画を策定することができることとします。

【説明】

・この項目では、９（調整計画の策定の原則）に記載のほか、臨時に調整計画を策定することができることを定めています。

・市長は、市長選挙が行われたときや、市政を巡る情勢に大きな変化があったと客観的に認められるときは、市長公約や社会情勢と計画との整合を図ることを目的として新たな調整計画を定めることができることとしています。

・一方、いわゆる出直し選挙による市長再任や、任期途中での市長の退任に伴う後継候補者が当選した場合などに、新たな調整計画を策定しないという判断も想定されることから、現行条例を継承しつつ、より裁量の幅を広げるために「するものとする」という表現を「できる」へと変更しています。

【参考　対応する現行の規定】

条例第３条

　市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

11　調整計画の計画期間

〇調整計画の計画期間は、５年とします。

〇ただし、新たに策定する調整計画の計画期間の終期が、当該長期計画の計画期間の終期を超えるときは、当該長期計画の計画期間の終期を新たな調整計画の計画期間の終期とすることとします。

【説明】

・この項目では、調整計画の計画期間を実行計画と同じく５年と定めるものです。

・一方、長期計画の計画期間内に、２度目以降の調整計画を策定する際に、その調整計画の計画期間を５年とすると、大元の長期計画の計画期間を超えてしまうことも想定されます。この場合は、新たに作成する調整計画の計画期間の終期と、大元の長期計画の計画期間10年の終期を併せる必要があることから、例外規定も定めることとして、現行規定を継承しています。

【参考　対応する現行の規定】

規則第４条第３項

　調整計画は、５年を１期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

12　調整計画と展望計画の関係

〇市長は、調整計画の策定にあたっては、当該調整計画の計画期間における長期計画の展望計画も踏まえることとします。

【説明】

・この項目では、調整計画の策定時に、長期計画の展望計画も踏まえることを新たに定めています。

・実行計画と展望計画の関係は６（長期計画の計画期間等）に記載しています。長期計画の策定から時間が経過する中で、展望計画に記載の内容について、具体的な手法の検討や行

政資源の裏付け等がなされることにより、実行可能となることも考えられることから、調整計画策定の際には、実行計画策定時からの社会情勢の変化に加え、展望計画の内容も踏まえることとしています。

13　市民、議員、職員の参加機会の確保

○市長は、長期計画又は調整計画の策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、３（計画策定における理念）に基づき市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならないこととします。

【説明】

・この項目では、長期計画又は調整計画の策定時に、「武蔵野市方式」である市民参加、議員参加、職員参加の機会の確保を定めています。

・自治基本条例第23条においても同様の規定がありますが、自治基本条例に記載の理念を具体的な策定手法として担保するため、現行条例の規定を継承し、この条例にも規定することとします。

【参考　対応する現行の規定】

条例第４条

市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

14　策定委員会の設置

○市長は、長期計画等の策定を行うときは、委員会を設置することとします。

【説明】

・この項目では、長期計画及び調整計画の策定にあたって、委員会を設置することを定めています。

・委員会は、地方自治法第138条の４第３項に規定する附属機関（市長の諮問に応じて計画案を調査審議する機関）として位置付けます。

・最終的な計画は、市政運営の基本理念及び基本施策については市議会での議決を経たうえで、市長が決定するものですが、その策定にあたっては策定委員会に諮問し、答申を受けることとしています。

・これは、長期計画等の策定の都度実施する将来人口推計や、地域生活環境指標を始めとする各種統計、指標などの必要な情報を公開し、市民の委員が中心となって、市民や議員と

の意見交換を行うなど、市民参加、議員参加、職員参加の取組みによって、市の現状やあるべき姿を広く議論し、策定を行うことにより、誰もが長期計画を尊重し、その規範性を確保することに繋がるものとして、今後も継承していくべきものと考えます。

【参考　対応する現行の規定】

条例第４条第２項
　市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

15　策定委員会から提出された案の尊重

○市長は、策定委員会から計画の案が提出されたときは、当該案を尊重して、長期計画等を策定するものとします。

【説明】

・この項目では、策定委員会が計画の案を作成し、提出されたときは、市長はその案を尊重して最終的な計画を策定することを定めています。

・現行では規則に規定されていましたが、市民、議員、職員参加により長い時間と入念なプロセスを経て作成された計画の案を尊重することの重みを踏まえ、条例で定めることとしました。

【参考　対応する現行の規定】

規則第６条第７項
　市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。

16　策定委員会の委員構成

○策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。
（1）　市政に関し広くかつ高い見識を有する者
（2）　公募による市民その他の長期計画等の策定にあたり市長が必要と認める者
（3）　副市長

【説明】

・この項目では、策定委員会の委員構成について定めています。

・策定委員会は、計画の策定には専門的知見や市民の視点が重要であるとの認識から、学識経験者、公募市民を始めとする委員と、行政の立場を代表する副市長で構成することとしています。

・委員については、今後策定委員の構成が変更になった場合等にも一定対応できる表現としています。

・委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第２号の非常勤特別職の職員となります。

【参考　対応する現行の規定】

規則第６条

　条例第４条第２項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

17　委員の任期

〇策定委員会の委員の任期は、当該長期計画等の策定のときまでとします。

〇補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

【説明】

・この項目では、策定委員の任期について定めています。

・任期の途中で策定委員に変更があった場合は、後任の委員の任期も前任の委員の任期を引き継ぐこととしています。

18　策定委員会の組織及び運営に係る事項

〇この条例に規定するもののほか、策定委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定めることとします。

【説明】

・この項目では、この条例で定める事項以外の策定委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定めることとしています。

・この条例の施行に併せて、「武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）」を制定する予定です。なお、規定する内容案については、「Ⅲ資料編　１武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）で規定する事項（案）」をご参照ください。

19　施策及び事業の実施と管理

○市長は、長期計画等に定められた施策及び事業の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならないこととします。

【説明】

・この項目では、市長による長期計画（実行計画・調整計画）に定められた施策及び事業の着実な実施と、進捗管理について定めています。

・現行条例を継承し、市長に義務を課す規定としています。

・実施される施策及び事業については、自治基本条例第28条の規定に基づき行う行政評価制度により、進捗及びその成果について管理していくこととします。

・なお、大規模災害等が発生した場合には、計画に定められた施策・事業についても、市長の権限と責任において、その進捗や実施時期を見直し、限られた行政資源を緊急に対応すべき市政の課題へ優先的に配分せざるを得ない状況が発生することがあり得ます。市長は、計画の進捗や実施時期を変更した場合には、その理由と対応内容について、市議会への報告や行政評価制度による評価結果の公表等を通じて、市議会及び市民に説明するものとします。

【参考　対応する現行の規定】

条例第６条

市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

20　他の計画との関係

○市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならないこととします。

【説明】

・この項目では、長期計画と市が定める分野別・事業別の個別計画との整合について定めています。

・長期計画は市の最上位の計画であり、各分野の個別計画は長期計画に紐づく形となっており、その整合を十分に保つ必要があります。

・一方、長期計画と個別計画の策定時期は異なることから、個別計画で新たな考え方が示される場合もあり、その後の長期計画等の策定時に改めて議論のうえ位置付けがなされることもあります。

【参考　対応する現行の規定】

条例第７条

　市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

21　委任

○この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることとします。

【説明】

・この項目では、この条例の施行に併せ、策定委員会の組織及び運営について必要な事項以外の条例の委任事項や長期計画条例に関する細目などについて、市長が別に定めることを規定します。

・「市長が別に定める」ものとは、条例の規則等を指しますが、現在のところ規則で定める事項は想定していません。

【参考　対応する現行の規定】

条例第８条

　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

Ⅲ　資料編

Ⅰ　武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）で規定する事項（案）

① 趣旨

この規則は、改正後の武蔵野市長期計画条例の規定に基づき、武蔵野市長期計画等の策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとすること。

② 用語の定義

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によること。

③ 委員長及び副委員長

・ 委員長及び副委員長各１人を置き、策定委員会の委員の互選により定めること。

・ 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理すること。

・ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理すること。

④ 会議及び議事

策定委員会の会議は、委員長が招集すること。

⑤ 計画案の策定

策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画の計画案を作成し、市長に提出すること。

⑥ 庶務

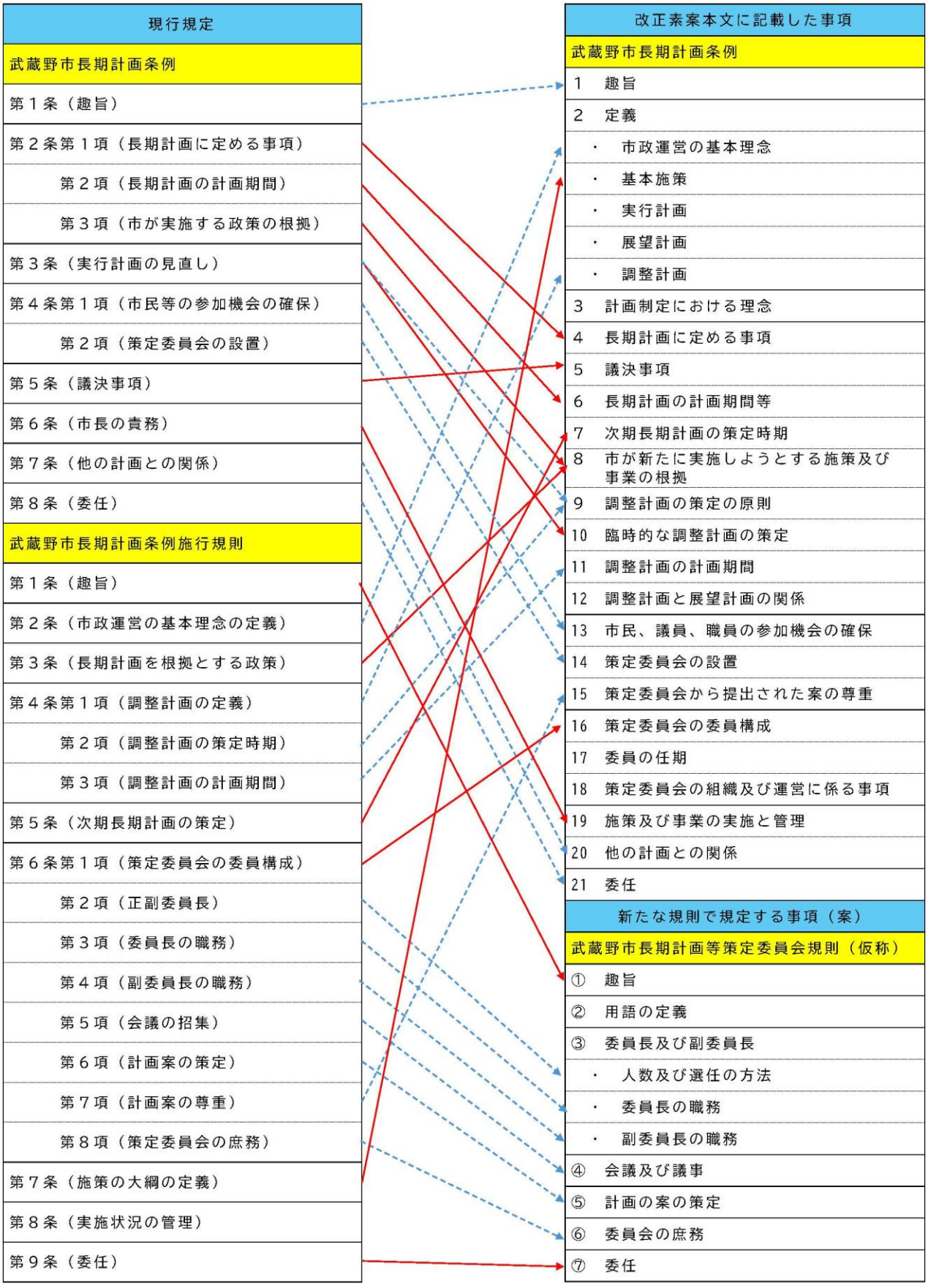
策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理すること。

⑦ 委任

この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定めること。

2　現行規定と改正素案本文に記載した事項等の関係

現行規定と改正素案本文に記載した事項等の整理
（実線矢印は考え方を（一部）見直したもの、破線矢印は考え方を継承したもの）



３　武蔵野市自治基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　市民、議会及び市長等の役割等（第４条―第８条）
第３章　参加と協働
　第１節　情報共有（第９条―第13条）
　第２節　市民参加（第14条・第15条）
　第３節　協働（第16条）
　第４節　コミュニティ（第17条・第18条）
　第５節　住民投票（第19条）
第４章　議会の会議（第20条）
第５章　議会と市長等との関係（第21条・第22条）
第６章　行政の政策活動の原則（第23条―第29条）
第７章　国及び東京都との関係（第30条）
第８章　広域的な連携及び協力（第31条）
第９章　平和及び国際交流（第32条）
付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることによ

り、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

⑵　市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

⑶　市　議会及び市長等をいう。

（基本原則）

第３条　市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

２　市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。

３　市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。

４　市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第２章　市民、議会及び市長等の役割等

（市民の役割）

第４条　市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

２　市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。

３　市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

（議会の責務）

第５条　議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

２　議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

３　議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

４　議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

（議員の役割）

第６条　議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

２　議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

３　議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

（市長等の責務）

第７条　市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。
２　市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。
３　市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。
４　市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。
（職員の責務）
第８条　職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。
２　職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。
３　職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第３章　参加と協働

第１節　情報共有

（知る権利の保障）
第９条　市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。
（情報公開）
第10条　市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。
（会議の公開）
第11条　市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
（説明責任）
第12条　市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。
（個人情報の保護）
第13条　市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
２　前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第２節　市民参加

（市民参加の権利及び機会の保障）
第14条　市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。
（市民参加の手続等）
第15条　市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあ

らかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2　市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1)　第23条第１項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2)　この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3　市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1)　緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2)　金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3)　法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4　前３項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第３節　協働

第16条　市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2　前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第４節　コミュニティ

（コミュニティの位置付け）

第17条　コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

（コミュニティづくりの支援等）

第18条　市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2　市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3　前２項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第５節　住民投票

第19条　市長は、地方自治法第７条第１項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3　市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4　市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

５　前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第４章　議会の会議

第20条　議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年４回とする。

２　定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第５章　議会と市長等との関係

（審議等の基本原則）

第21条　議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

２　市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

３　前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（次条において「委員会等」という。）において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとする。

（委員会等への市長等の出席）

第22条　市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第６章　行政の政策活動の原則

（長期計画の策定等）

第23条　市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

（健全な市政運営等）

第24条　市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

２　市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

（行政手続）

第25条　市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

２　前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

（文書管理）

第26条　市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

（政策法務の推進）

第27条　市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することによ

り、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

（行政評価）

第28条　市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

（財政援助出資団体）

第29条　市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第７章　国及び東京都との関係

第30条　市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第８章　広域的な連携及び協力

第31条　市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとする。

２　市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第９章　平和及び国際交流

第32条　市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

以下略

4　武蔵野市自治基本条例逐条解説　抜粋

（基本原則）

第３条　市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

２　市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。

３　市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。

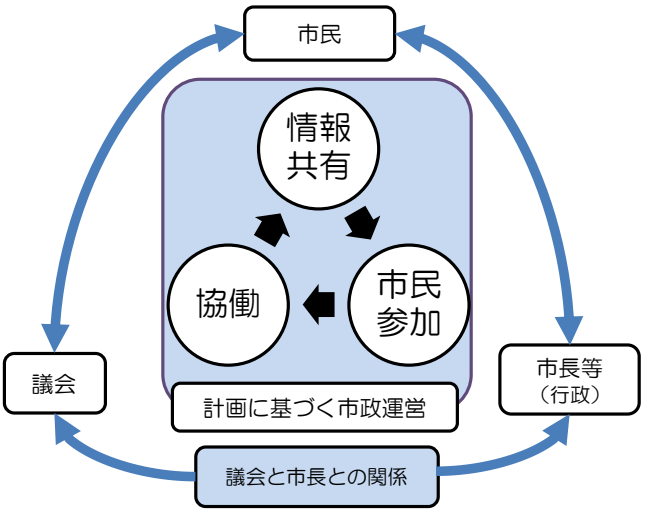
４　市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

趣旨・説明

・第３条では、本条例の目的である市民自治の推進を図るための基本原則について規定しています。

・市民自治を推進していくためには、市と市民が情報共有して、市政への市民参加を保障し、まちぐるみ（協働）でさまざまな公共的課題に取り組むといった流れを循環させていくことが必要です。

・武蔵野市は昭和40年代から、情報共有や市民参加を体現する形で、市民参加・議員参加・職員参加の方式（武蔵野市方式）によって長期計画を策定し、計画に基づいて市政運営を行ってきました。多くの関係者の合意によって策定する長期計画に基づき、武蔵野市の市民自治を体現する計画行政が長年にわたり継承されています。



・これら、「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」を自治の基本原則として本条例に規定しています。

（長期計画の策定等）

第23条　市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2　市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3　前２項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

・武蔵野市では昭和46年から、「長期計画」に基づく計画的な行政運営を行っており、この伝統を今後も継承していくため、本条例においてその総括的な規定を定めています。長期計画の策定はこの条文が根拠となります。

・長期計画に関する必要事項については、武蔵野市長期計画条例において定めています。

武蔵野市長期計画条例改正素案
令和８年 11 月

事務局　武蔵野市総合政策部企画調整課
〒180-8777　東京都武蔵野市緑町２丁目２番 28 号
電話 0422-60-1801